

4) 便益施設

便益施設については、主に便所と休憩所について検討を行います。以下にそれぞれの計画についての考え方を整理します。

① 便所

都市公園における便所の必要箇所数に関する基準はないが、「都市公園技術標準解説書」（社団法人日本公園緑地協会・平成 22 年度版）で整理されている、便所設置数の実態調査（国土交通省）を基に便所の必要箇所数を設定します。

表 2. 8 公園種別毎の便所の棟数

種 別		公 園 数 [箇所]	トイレ棟数 [棟]	1 公園当り 棟数 [棟]
住区基幹公園	街区公園	18,741	17,259	0.9
	近隣公園	3,302	4,599	1.4
	地区公園	1,014	2,295	2.3
都市基幹公園	総合公園	857	3,856	4.5
	運動公園	581	3,083	5.3
広 域 公 園		144	1,569	10.9
緩 衝 緑 地 等		1,722	3,537	2.1
合 計		26,361	36,198	1.4

出典：建設省公園緑地課 / 都市公園におけるトイレの実態調査 / 平成6年 より作成

(出典：都市公園技術標準解説書)

上表より運動公園の便所の平均棟数については 5.3 棟となっており、本公園における便所の棟数を 6 棟と設定します。野球場内にある既存のものや、第 1 種陸上競技場内に設置する競技者・観覧者・管理者等の利用に資する便所は建物が閉館した場合に利用できなくなるため、棟数に含まないものとします。6 棟の便所は、全て公園利用者が自由に利用できるものとするため、運動施設の管理棟に設ける便所については常時開放するものとします。加えて、第 1 種陸上競技場のバックスタンド下には、園路に面して常時開放する便所を設け、一般来園者の利便性に配慮します。なお、整備にあたっては夜間の防犯対策に留意します。

この他、野球場の芝生スタンド裏の既存便所はジョギング用に存置活用するものとし、新設する 6 棟は、来園者が集まりやすい広場や運動施設の周辺に配置します。

便所の標準的な便器数と規模については、同解説書から次のように設定します。

【便所の便器数と規模について】

- ①男子便所：小便器 2 穴（または 3 穴）
大便器 1 穴
- ②女子便所：大便器 2 穴（または 3 穴）
- ③多目的便所：大便器 1 穴

上記の合計 6 穴の便器数を標準的な 1 棟のタイプとして想定した場合、その規模は次表より約 40 m²程度と想定することができます。（合計 8 穴の場合は約 45 m²程度）

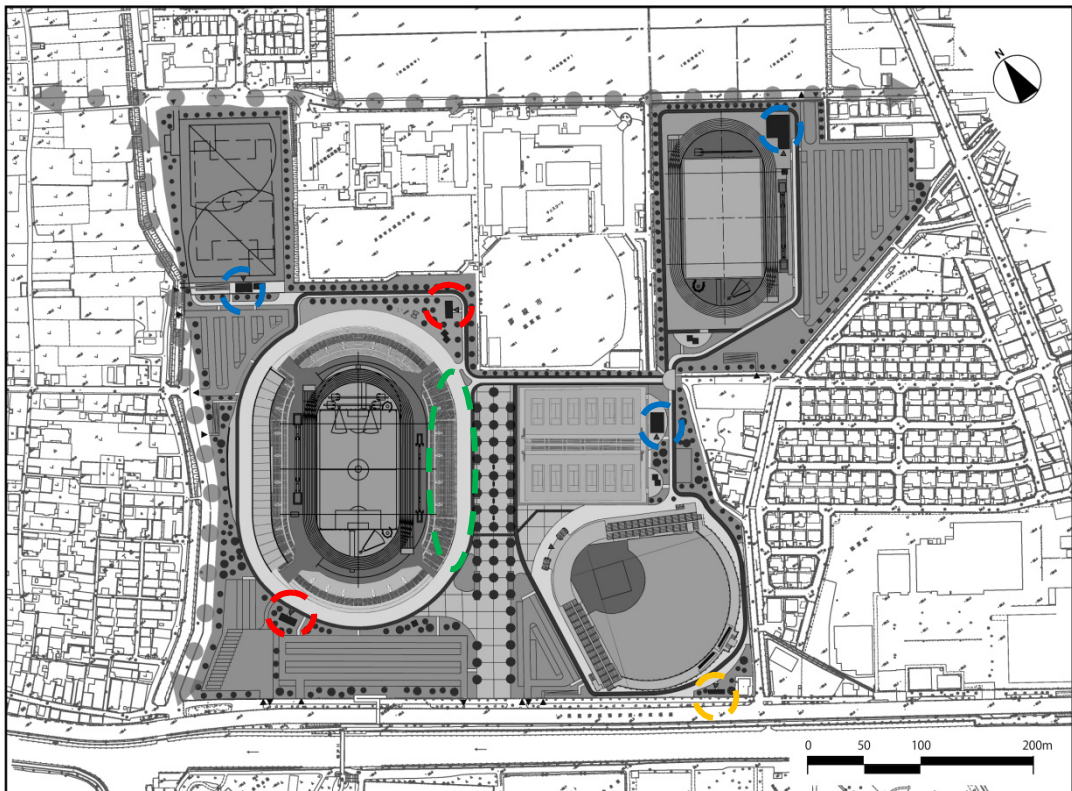
表 2. 9 便器数とトイレ面積

便所のタイプ(便器数)	項 目	平成 2 年	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年
男子小便器数 : 2	サンプル数	11	8	14	5	3
男子大便器数 : 1	床 面 積	16.9~36.5㎡	10.4~36.1㎡	22.0~54.0㎡	38.3~57.0㎡	18.5~59.3㎡
女子便器数 : 2	平均床面積	30.0㎡	23.9㎡	32.6㎡	44.3㎡	36.2㎡
車イス対応便器数 : 1	応募総数比	11.1%	8.9%	16.5%	8.5%	5.0%
男子小便器数 : 3	サンプル数	—	4	4	2	3
男子大便器数 : 1	床 面 積	—	31.7~5.04㎡	16.3~57.2㎡	34.8~51.9㎡	37.0~55.8㎡
女子便器数 : 3	平均床面積	—	4.01㎡	36.3㎡	43.4㎡	44.8㎡
車イス対応便器数 : 1	応募総数比	—	4.4%	4.7%	3.4%	5.0%

(出典：都市公園技術標準解説書)

【便所】(案 1 の場合)

●新設 6 カ所



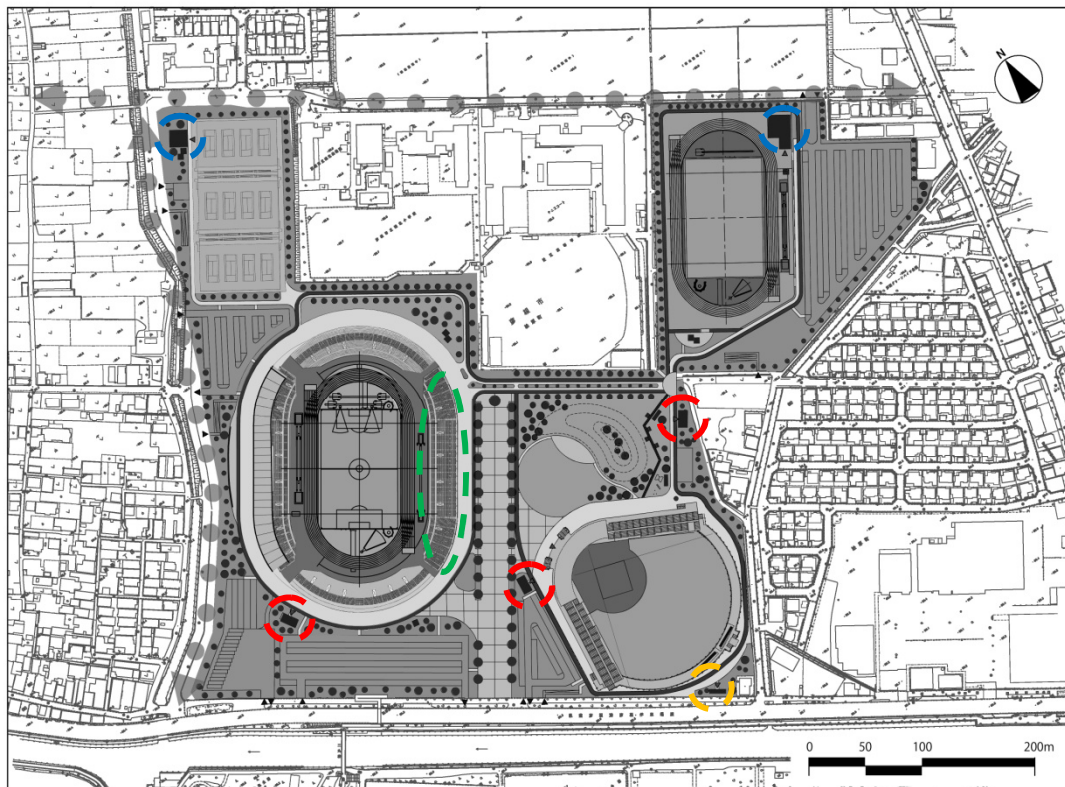
【凡例】

- : 便所 (単独・常時開放)
- : 管理棟に併設便所 (常時開放)
- : 第 1 種陸上競技場バックスタンド下・便所 (常時開放)
- : 既存便所 (常時開放)

図 2. 3 2 便所配置図 (案 1 の場合)

【便所】（案 2 の場合）

●新設 6 カ所



【凡例】

- ┌───┐ : 便所（単独・常時開放）
- ┌───┐ : 管理棟に併設便所（常時開放）
- ┌───┐ : 第 1 種陸上競技場バックスタンド下・便所（常時開放）
- ┌───┐ : 既存便所（常時開放）

図 2. 3 3 便所配置図（案 2 の場合）

②休憩所（四阿・パーゴラ）

各運動施設や広場等の周辺に、地場産の素材や木材等を用いた四阿（あずまや）やパーゴラを配置します。



四阿のイメージ



パーゴラのイメージ

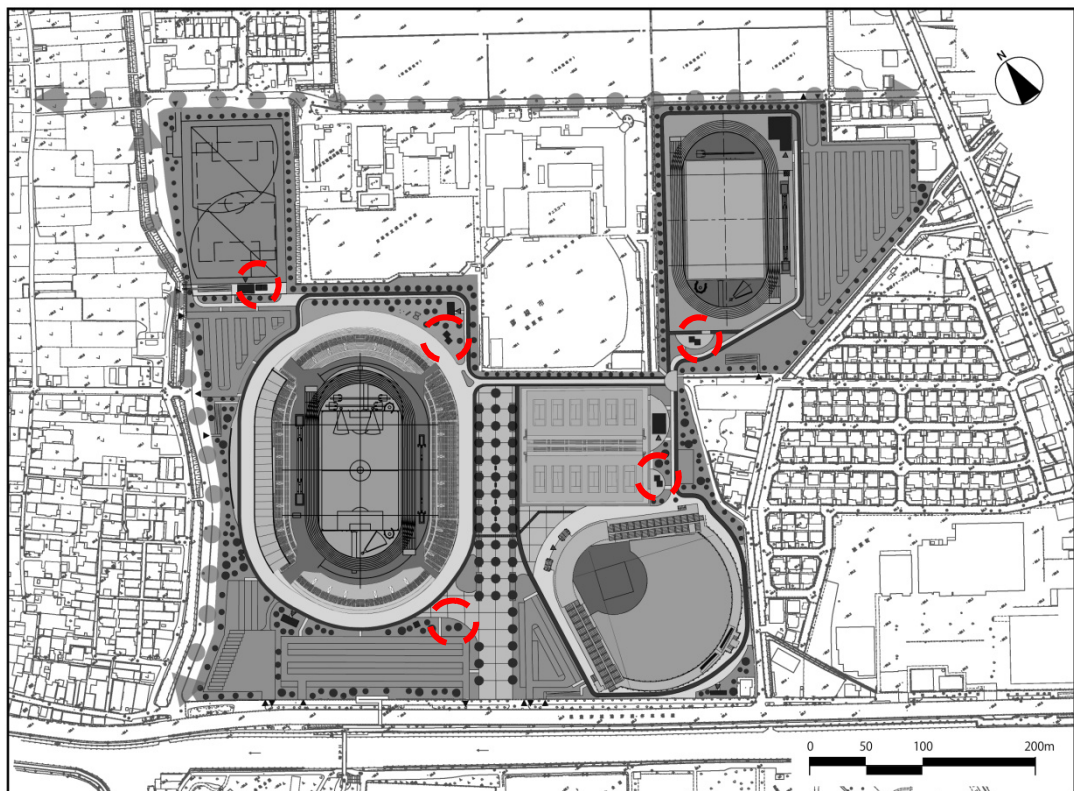


図 2. 3 4 休憩所配置図（案 1 の場合）

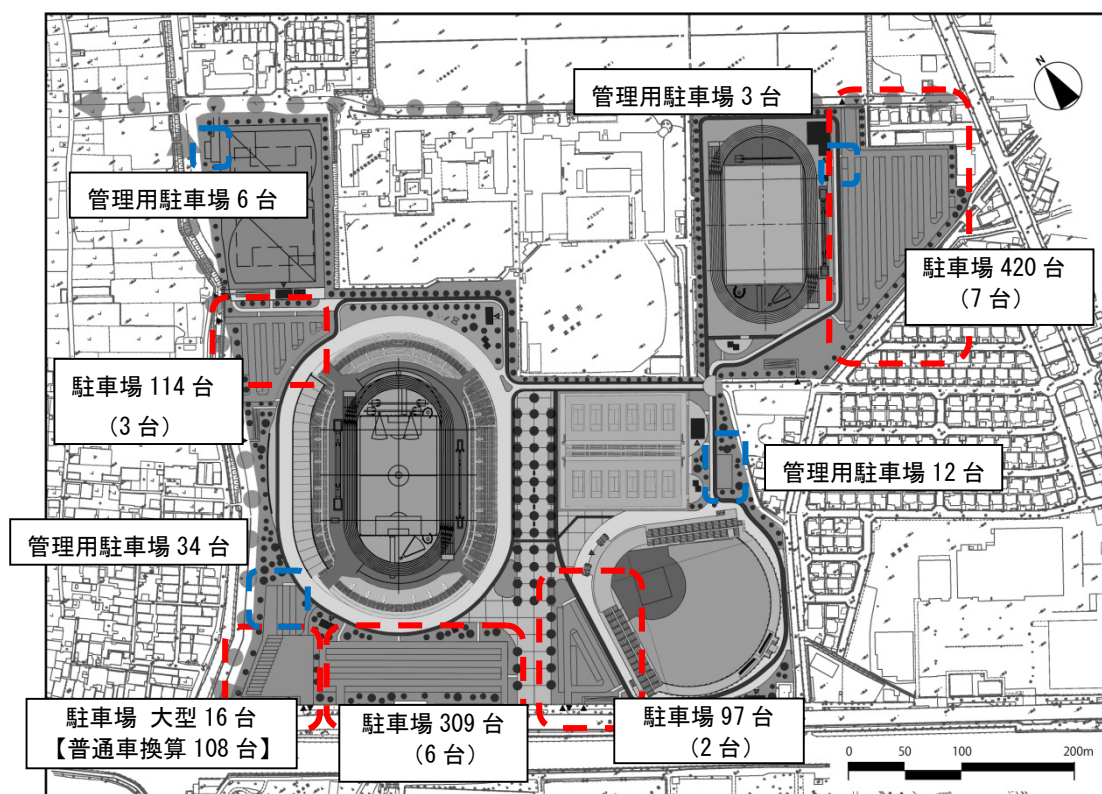
5) 駐車場・駐輪場

駐車場については、「第2章2-1(1)整備水準の検討」において必要駐車台数の設定を行っており、これに基づいて配置を行います。

以下に駐車場の配置について示します。

【駐車場】

- 来園者用駐車場（5ヵ所）：普通車 940 台・大型 16 台（普通車換算 108 台）
 - 管理用駐車場（4ヵ所）：55 台
- ※合計 1,103 台（普通車換算）



※（ ）内数字は、車いす使用者用駐車スペース数を示し、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例・施設整備マニュアルに準拠し、必要台数を整備します。

図 2.35 駐車場配置図（案 1 の場合）

駐輪場についても、「第2章2-1(1)整備水準の検討」において必要駐輪台数の設定を行っており、これに基づいて配置を行います。

以下に駐輪場の配置について示します。

【駐輪場】

●駐輪場（4ヵ所）：380台

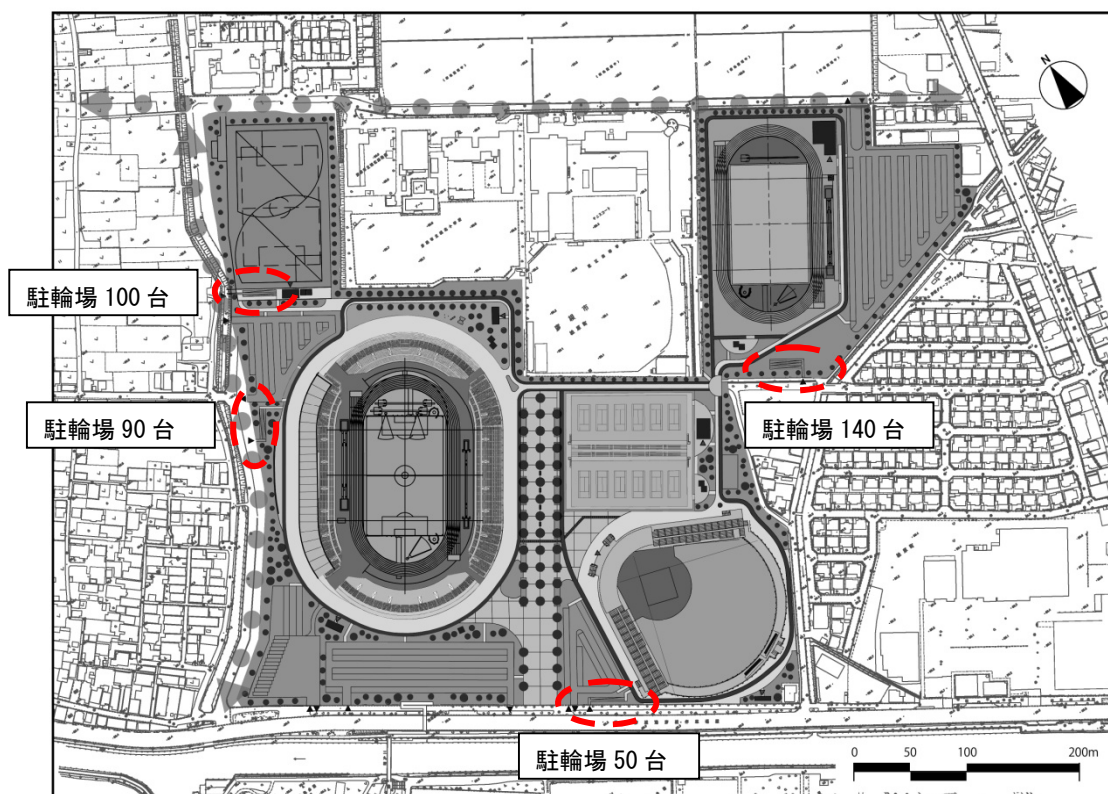


図2.36 駐輪場配置図（案1の場合）